

くらしを豊かにする総務省の情報誌

Ministry of
Internal Affairs and
Communications



MIC

総務省

11 月号

2017 November | Vol.203

特集

働き方改革

地方のかがやき

[島根県]

飯南町

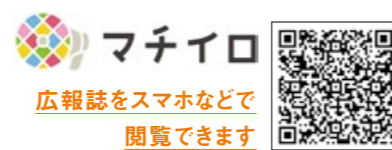
神話が伝わる
中国地方の山を望む
縁結びの町

くらしを豊かにする総務省の情報誌

総務省

11月号

2017 November
Vol.203



発行：総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
制作：株式会社KADOKAWA 編集：尾山尚子 西上範生
アートディレクション：片野宏之(Zapp!) デザイン：柳田美樹(Zapp!)
イラスト：中山ゆかり

CONTENTS

04

特集

働き方改革

12

MIC FOCUS

平成29年11月9日(木) ▶ 15日(水)
秋季全国火災予防運動を実施します!

14

MIC NEWS 01

総務省 こども霞が関見学デーを開催しました!

16

MIC NEWS 02

公害紛争処理制度
騒音や悪臭などで困ったときは…

18

MIC NEWS 03

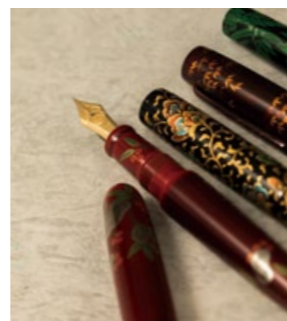
全国市町村長サミットの開催

20

地方のかがやき

[島根県] 飯南町

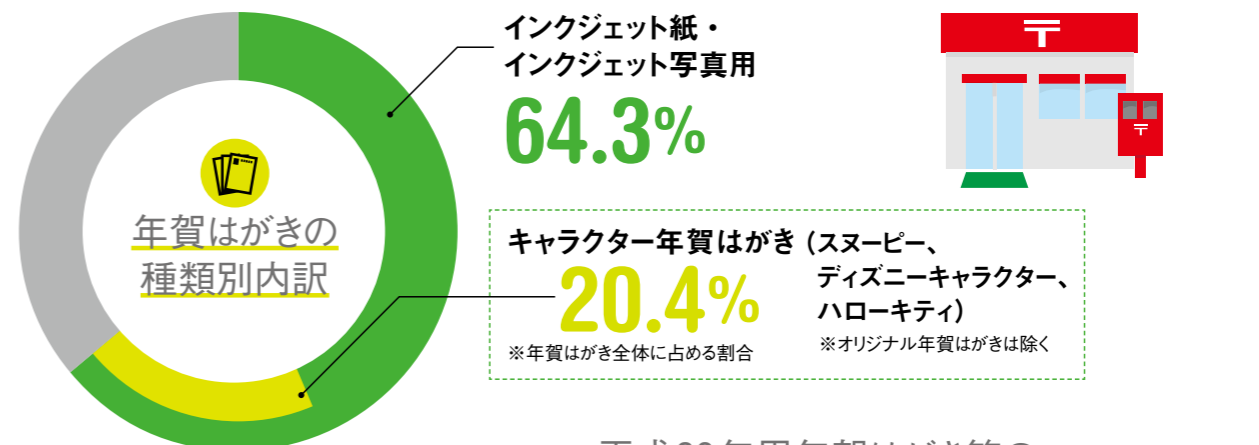
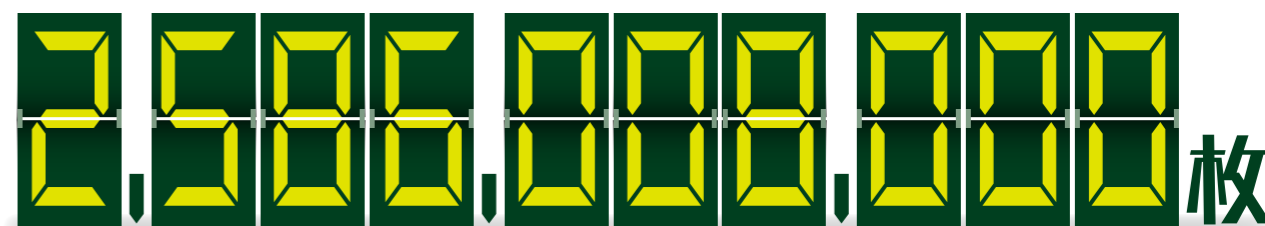
神話が伝わる中国地方の山を望む
縁結びの町



表紙の写真
プラチナ万年筆で40年以上もの
経験をもつ職人たちが開いた手
作り万年筆ショップ「中屋万年
筆」の作品。手前は蒔絵の「南
天」柄。
協力/中屋万年筆
撮影/小林祐実

平成30年用年賀はがきの当初発行枚数

出典：日本郵便株式会社「2018(平成30)年用年賀葉書 当初発行枚数の種類別内訳」



出典：日本郵便株式会社「2018(平成30)年用年賀葉書 当初発行枚数の種類別内訳」より作成

平成30年用年賀はがき等の お年玉賞品の内容

等級	賞品名	当せんの割合	当せん本数
1等 (下6桁)	セレクトギフト (12万円相当/1万円以上の商品・旅行・体験プラン等からの選択) または現金10万円	100万本に1本	2,599本
2等 (下4桁)	ふるさと小包など	1万本に1本	259,930本
3等 (下2桁)	お年玉切手シート	100本に2本	51,986,160本

※当せん本数は、平成30年用年賀はがきの当初発行枚数および
寄附金付年賀切手の発行枚数から算出した数
出典：日本郵便株式会社「2018(平成30)年用年賀葉書等の
お年玉賞品の内容」



発行枚数は減少傾向も魅力的なサービスも増える

発売中の来年(平成30年)用年賀はがきの当初発行枚数は、25億8600万枚超。一見、相当に思えますが、昨年と比べると9%も少なく、7年連続の減少でした。これは、記録がある平成16年以降では最少。ちなみに、最も多かった平成16年は、4億5000万枚でした。

年賀はがきの種類も徐々に変化しています。今や、家庭用プリンターなどで印刷するインクジェット紙(写真用含む)の割合は60%超。キャラクター年賀はがきも増え、平成30年は、年ということもあり、スヌーピーが新たに加わりました。

また、無料通信アプリ「LINE」と連携した新しいサービスにも注目です。住所の分からないLINEの友達にも年賀はがきを送付できたり、郵便局のLINEアカウントに写真を送ると自動で年賀状デザインが作成され、気に入ったら年賀はがきに印刷して届けてくれるサービスがあります。

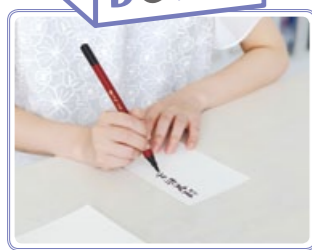
季節の挨拶状を送ってみませんか?

日本には年賀状以外にも、季節に応じた挨拶状の風習があります。年賀状は松の内(1月7日)までに届けるのが一般的ですが、それに間に合わなかったら、寒中見舞いでご挨拶をするといでしょう。寒中見舞いは、立春(2月4日ごろ)までに届くようにします。立春からは、あまり知られていませんが、余寒見舞いになります。春を迎える2月下旬までとされています。

夏の盛りに送る便りが暑中見舞いです。梅

雨明けくらいから立秋(8月7日ごろ)までに届けます。立秋となり、暦の上では秋になるわけですが、まだまだ暑い日が続く時期です。そこで送るのが残暑見舞いです。処暑(8月22日ごろ)までに届けるようにします。

寒中・余寒・暑中・残暑といずれも「見舞い」とあるように、厳しい寒さ、暑さの最中で相手の健康を気遣う挨拶状です。心のかもった一文を、できれば手書きで添えると受け取った方の心も温まりますね。



取材・文/葵和みどり

働き方改革

現在政府一丸となって働き方改革を進めている。働き方改革は日本経済の潜在成長率の底上げにもつながる、構造改革の柱となる改革である。女性や高齢者の労働参加率の向上、単位時間当たりの労働生産性向上の実現などを通じ、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を構築していかなければならない。

働き方改革は日本の未来・成長を支える

野田総務大臣に聞く

なぜ、テレワークを進めなければならないのでしょうか？

私は、総務大臣になる前の一議員の時代から、モバイルによるテレワークを最大限活用して、仕事と子育て・家事を両立させてきました。子育てが最も忙しかった時期に議員立法を何本も作りましたが、これはテレワークなしでは実現できなかったと思います。

こうしたモバイルやWi-FiといったICTをフルに活用して、時間や場所を有効に活用できる「テレワーク」は、子育て世代やシニア世代、障がい

のある方も含め、国民一人一人のライフステージや生活スタイルに合った柔軟な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札ともいえるものです。

勤務管理・人事評価が難しいといった様々な課題が挙げられています。その多くはすでに導入した事例を参考にすれば解決するものです。総務省では、専門家の派遣、セミナーの開催、先進事例の紹介・表彰といった様々な施策を推進してきています。



出産休暇を前に控えてテレワーク中の職員とWeb会議システムを通じて意見交換を行う野田大臣。

また、今年から、2020年の東京オリンピックの開会式が予定されている7月24日を「テレワーク・デー」と位置付け、全国一斉のテレワークを実施しました。初年度となった今回は、北海道から沖縄まで、情報通信のほか、製造、不動産、建設、保険など幅広い業種・規模の企業や自治体、合計900団体以上、約63万人が参加し、「まずはやってみる」国民運動として、大きな一歩が踏み出されたのではないかと考えています。総務省でも、9000人規模でテレワークを実施しました。

——テレワークの現状はどうなっているのでしょうか？

我が国企業におけるテレワーク導入率は、総務省の最新の調査でまだ13.3%にとどまっております。米国や英国などと比べると、大きく遅れをとっている状況です。

未導入の理由としては、社内コミュニケーションに不安がある、セキュリティが心配である、

——テレワークの現状はどうなっているのでしょうか？

我が国企業におけるテレワーク導入率は、総務省の最新の調査でまだ13.3%にとどまっております。米国や英国などと比べると、大きく遅れをとっている状況です。

成果として、朝の通勤ラッシュの緩和やオフィスフロアの消費電力量の削減、さらには消費支出も増加するなどエコや消費喚起の効果もありました。

——今後のように進めていくのですか？

私は、一般のテレワーク・デバイを契機に、各企業・団体の関心や意識がかなり変わってきたと感じています。テレワークに

関するニュースも随分増えました。大手企業が全社員を対象にテレワークを導入、といった動きも度々目にします。

総務省では、関係府省とともに、2年前から、11月を「テレワーク月間」と位置付けており、この「テレワーク・デー」で盛り上がった勢い、ブームを着実に前進させていきたいと考えています。

近年、スマートフォンやタブレットが普及するとともに、Wi-Fiなどの通信環境が飛躍的に進展し、「どこでも」仕事ができる環境が整ってきました。未導入の企業の皆様には、肩に力を入れず、できることから気軽にテレワークにトライし、効果やメリットを実感しながら、取組を広げていただきたいと思っています。

総務省でも、「まず隗より始めよ」の精神で、私も副大臣や



総務省行政管理局のオフィスと野田大臣。

働き方改革を進めることは重要なミッションです。

これまで、霞が関では、テレワーク実施規程など、制度面は整備される一方で、働き方が紙中心だったため、テレワークを実施しようにも、紙資料の持ち帰りが必要など、付随的に発生する作業が面倒で、なかなか活用が進まないのが現状でした。また、膨大な業務を効率的に進めるためには、会議の待ち時間などの隙間時間の活用が大きな課題でした。

このため、今の「働き方」や「働く場所」ありきで、その中でできることを模索するという従来の発想から一歩抜け出し、目指すべき働き方やその環境作りに向け「場所そのものを変えろ」という手法（オフィス改革）を、複数の部局で試みています。

——もう少し具体的に取組内容を教えてください。

オフィス改革は、これまで公務部門では前例のない、「成功の保障のないチャレンジ」でした。検討は、ゼロからスタートする必要がありました。そこで、オフィス改革に当たっては、職場における日常的な仕事のやり方・業務フローの中の「非効率」

「手間」を分析して、その結果を踏まえて、①固定席を流動化し、無線LAN環境を導入、②新たに会議スペースを設け、モニターを導入し、会議をペーパーレス化、③内線電話はPHSを活用し、固定電話を原則廃止し、電話の取次ぎ業務を排除などの改革を行いました。

これにより、(1)会議室確保や資料印刷、電話取次ぎなどの日常業務を大幅に効率化することで、これらの業務から解放された職員が、より付加価値の高い仕事を行えるようになりました。(2)また、資料の電子化により、庁舎内・自宅を通じて、テレワークをはじめシームレスに仕事をしやすい環境を実現しました。ただし、「場」を変えただけでは意味がなく、職員が、変わった「場」を有効に活用した働き方をして初めて、働き方改革として効果が出ます。このため、総務省では、職員がICTを積極的に活用し業務を効率的に行うように、職員一人ひとりの働き方に対する意識も変えていきました。

——最後にメッセージを。

「働く、が変わる」これはテレワーク月間のキャッチフレーズです。テレワークやオフィス改革はあくまで手段です。みんなの意識・空気を変えて、これからの日本を担う人材が世代を超えて働きやすくなる環境をつくっていきたく強く思っています。

施した行政管理局においては、超過勤務が約20%縮減され、また、テレワーク実施率は従来の約4倍になるなど、着実に効果を上げています。

このような取組は、他府省にも広がりを見せており、さらに、働き方に課題を抱える地方自治体や民間企業からも、高い関心が寄せられています。総務省では、地方自治体や民間企業の視察や相談にも丁寧に対応していきます。

——どのような成果が出たのでしょうか？

オフィス改革を国で初めて実

——どのような成果が出たのでしょうか？

オフィス改革を国で初めて実



コミュニケーションスペースにて、デジタルパネルで記念撮影する野田大臣。

政務官との会合をテレワークで行うという取組を始めました。幹部職員の皆さんにも、自ら率先してテレワークを実践するよう声をかけています。

省内の複数の部局では、場所にとらわれず「シームレス」で働けるよう、「昨年からの「オフィス改革」に取り組んでいます。長時間労働が常態化し、不夜城と呼ばれる霞ヶ関においても、ICTを活用して、テレワークをはじめ場所にとらわれない働

——テレワーク以外にも働き方改革として取り組んでいることはありますか？

——どのような成果が出たのでしょうか？

オフィス改革を国で初めて実

テレワークの課題と対応策

総務省では、テレワークを導入する際の様々な課題への対応策として、以下の取組を推進しています。

テレワーク導入の課題

技術・文化面での課題

●社内コミュニケーションに不安

大部屋で目の届く範囲で仕事をしているほうが、管理職にとっても部下にとっても安心

企業風土改革、コミュニケーションツール(社内SNS等)の活用などが必要

●顧客等外部対応に支障

日本の文化では、やはり対面でお辞儀をして、紙で説明して、でないと失礼

社会全体での文化や価値観の転換が必要

●情報セキュリティが心配

在宅やワークスペースなど、遠隔で働くことを認めると、情報漏えいのリスクが高まる

先進企業の運用ポリシーが有効

労務・人事面での課題

●テレワークに適した仕事がない

調査研究など単独作業が主体の一部業務を除き、チームで業務はテレワークに向かない

試行導入ではまず体験してみることが有効。本格導入には業務改革(BPR)が不可欠

●適切な労務管理が困難

テレワークを導入すると、在宅での残業や怠慢な勤務といったことへの適切な管理ができない

先進企業の労務管理手法の参照が有効

●人事評価が難しく対象者限定

テレワーク中の評価が難しく、育児・介護など特別な事情のある職員に限って認めるほうがよい

先進企業の人材活用事例の参照が有効

テレワークを導入しない理由の例

テレワーク導入の課題と対応施策

テレワークの課題 (導入しない理由の例)

対応施策

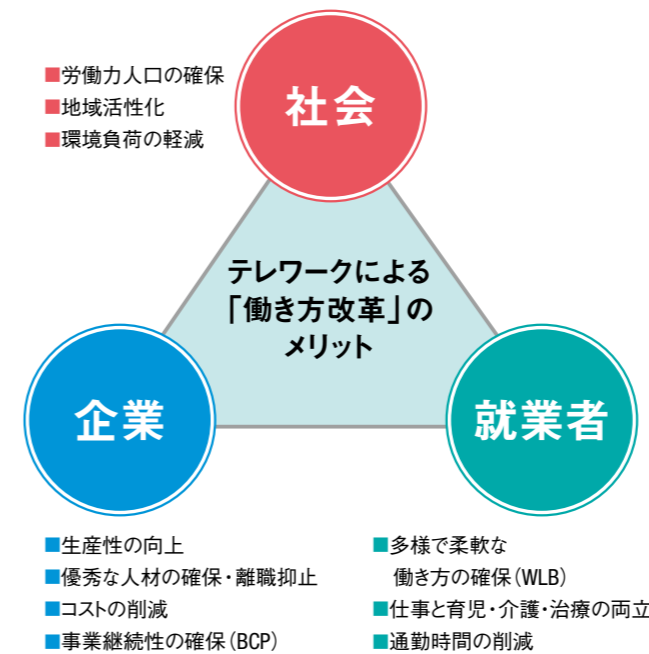
課題	対応施策
ICT(技術)面の課題 情報漏えい(セキュリティ)が心配	セキュリティの確保 テレワークセキュリティガイドライン (平成16年12月策定(以後2回改定)、平成29年度中に改定予定)
文化面の課題 テレワークに適した仕事がない 社内コミュニケーションに不安がある 顧客等外部対応に支障がある	先行事例の収集・機運の醸成 テレワークマネージャー派遣 (平成28年~) テレワーク普及拡大の担い手育成 (平成27年~) テレワーク推進企業ネットワーク (平成28年~) テレワーク・デイ(7月24日) / テレワーク月間(11月) (平成29年~) / (平成27年~) テレワーク先駆者百選および総務大臣表彰 (平成27年~) (平成28年~)
労務管理面の課題 適切な労務管理が困難 人事評価が難しく対象者が限定される	労務管理の適正化 厚生労働省 在宅勤務ガイドライン (平成16年3月策定(以後1回改定)、平成29年度中に改定予定) 厚生労働省 モデル就業規則 (平成28年度策定)

テレワークセミナー・個別相談

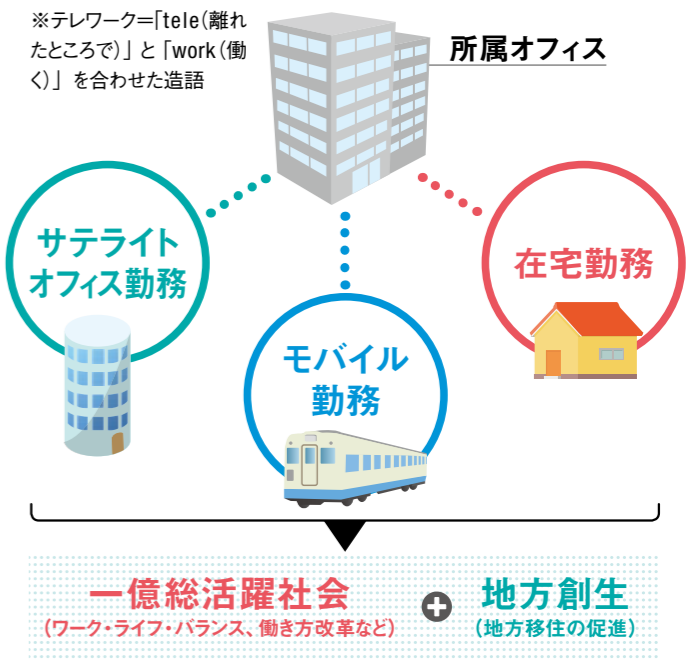
テレワークとは

テレワークとは、情報通信技術 (ICT) を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を指します。テレワークは、環境負荷の軽減、優秀な人材の確保・離職抑止、仕事と育児・介護・治療の両立など、「社会」、「企業」、「就業者」のそれぞれに様々なメリットをもたらすと期待されています。

テレワークを導入するメリット

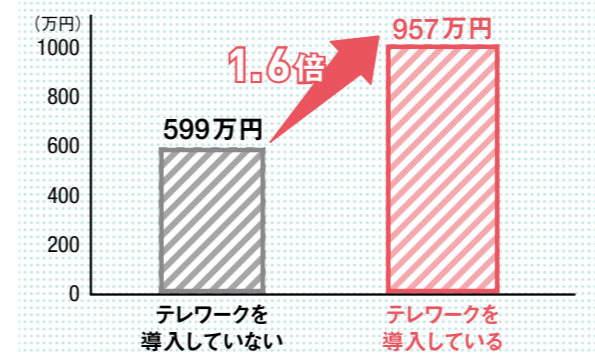


テレワークとは



テレワーク導入と一社当たり労働生産性

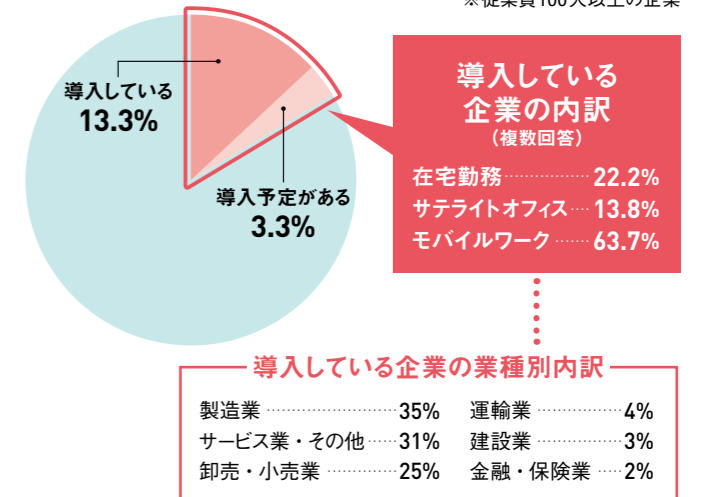
※労働生産性= (営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 従業員数



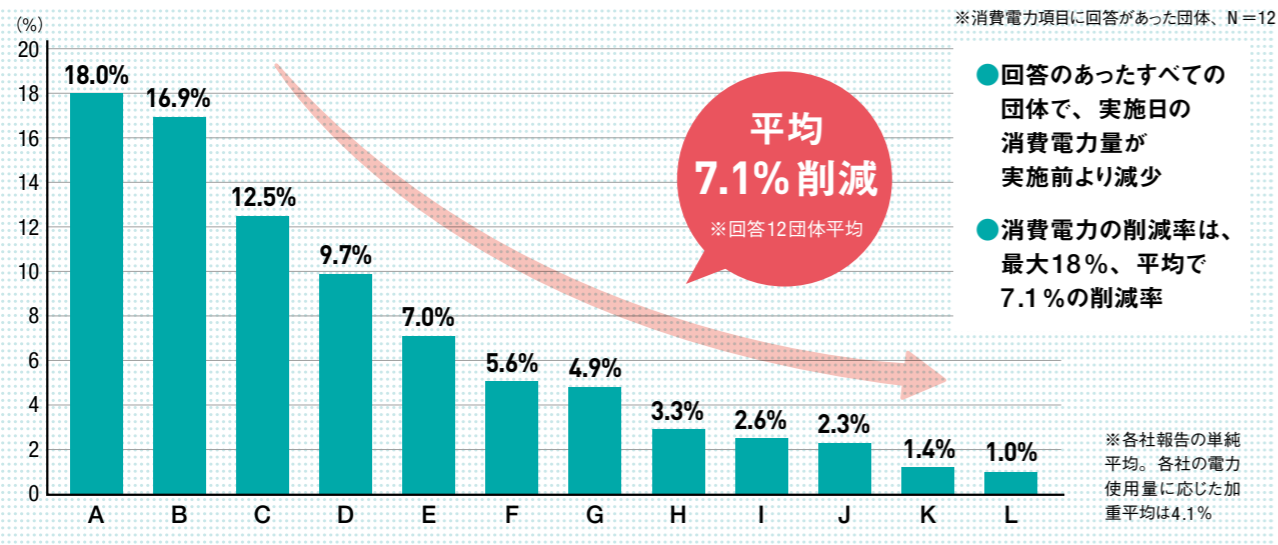
出典：平成28年通信利用動向調査（総務省）

テレワークを導入している企業の割合

※従業員100人以上の企業



テレワークの効果(消費電力量) ~オフィスフロアの消費電力削減率~



テレワークの効果(ピーク時間帯(8時台)の通勤削減量の例)

※昨年7月25日(月)との比較

- 東京メトロ豊洲駅 ▶ **-10%**
- 都営芝公園駅 ▶ **-5.1%**
- 都営三田駅 ▶ **-4.3%**

テレワーク推進フォーラム(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、学識者、民間事業者などにより構成)では、2015年(平成27年)より、テレワークを推進するため、11月を「テレワーク月間」(<http://teleworkgekkan.org/>)に設定し、広く国民の皆様へ活動への参加を呼びかけています。本年度も、関係府省、テレワーク推進フォーラムなどで、テレワーク月間に合わせ、テレワーク・デイ参加団体の取組紹介や各種イベントを集中開催します。

平成29年度の主なイベント

- ➔ テレワーク推進フォーラム産官学連携セミナー (11月1日)
- ➔ 日本テレワーク学会 第19回アカデミックサロン
- ➔ 総務省テレワークエキスパート講習会
(東京会場: 8月23日、9月14日、10月23日 / 大阪会場: 11月13日)
- ➔ 総務省働き方改革セミナー
(奈良、北海道、熊本、宮城、香川、岡山、沖縄、長野、福井、静岡)
- ➔ 厚生労働省テレワークセミナー (東京、大阪、名古屋)
- ➔ 総務省(テレワーク先駆者百選総務大臣賞) および厚生労働省(輝くテレワーク賞)の合同表彰(11月27日) など



テレワーク・デイの実施とテレワーク月間

2012年のロンドンオリンピックでは交通混雑で移動に支障が生じるとの予測から、ロンドン市内の約8割の企業がテレワークを導入しました。2020年の東京大会でも同様に混雑が予想されるため、総務省では、関係府省、団体と連携し、2020年までの毎年、東京オリンピックの開会式が予定されている7月24日を「テレワーク・デイ」として、企業等による全国一斉のテレワークを実施することとしました。

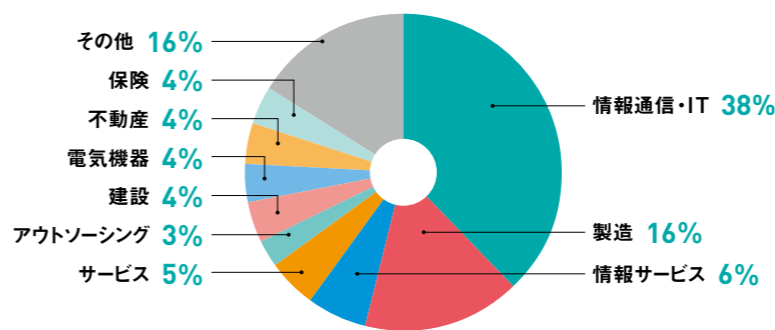
普段は長蛇の列となるエレベーターホール(日本ユニシス株式会社)



テレワーク・デイ 当日の総務省



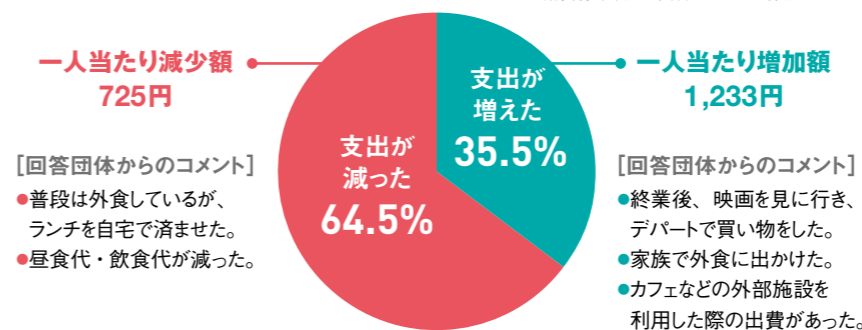
特別協力団体の業種内訳



第1回目となる本年は、900以上の情報通信・IT、製造、不動産、建設、保険など幅広い業種の企業や自治体が参加し、約6.3万人がテレワークを実施しました。実際に「テレワーク・デイ」に参加した企業からは、「実施者はオフィスと同等以上の業務成果だったと9割以上の上司が回答した」、「コピー用紙の消費量が5割以上削減できた」といったコメントがありました。

テレワークの効果(消費支出の変化)

※購買行動項目に回答があった団体、N=75



また、「テレワーク・デイ」に100名以上の大規模テレワークを実施した団体を「特別協力団体」として、実施状況を調査しました。

4 全国に広がる オフィス改革

行政管理局のオフィス改革は、公務部門のワークライフバランス推進の優良施策として表彰を受けるなどの評価を受けており、平成27年のオフィス改革以降、オフィスを視察に訪れた人数も1,400人を超えており、また全国各地で依頼を受けての講演も行っています。

オフィス改革の取組は、他省庁や地方自治体、企業にも広がっています。例えば、愛媛県西予市では、平成27年3月から段階的にフリーアドレスの取組などに着手し、現在ではモニターを活用した打合せ・Web会議など、効率的な働き方を実現しています。

5 さらなる改革へ～「いつでも・どこでも」 仕事ができる環境への挑戦～

「オフィス改革」は働き方改革の出口ではありません。「場」を改革しても、その狙いとする新しい働き方や意識・行動が定着しなければ、十分な効果は発揮されません。

行政管理局では、若手職員が率先して業務改善を進めるための提案・周知を行い、また、幹部が職員の働き方変革を促すメールを全職員に定期的に送るなどにより、局全体としてオフィス改革の運用ルールや効率的な働き方を実践する意識の徹底に取り組んでいます。将来的には、職場、自宅にとどまらず、育児や介護など家庭の事情がある職員も、会議や用務で頻繁に外出する必要がある職員も、訪問先や移動時間も含めて、シームレスで働ける環境に近づけていきたいと考えています。

意識改革へのアクション



自主制作ポスター
(オフィス改革周知)



自主制作動画
(オフィス改革広報用)



自主制作ポスター
(ワークライフ
バランス推進)

若手職員による具体的アクションにより、局全体の意識を変革。



オフィス改革
伝道師

働き方改革には、決まった形があるわけではありません。それぞれの組織の特性、業務内容に応じて、様々なアプローチがあり得ると思います。仕事が減らない中で、どのように業務を効率化し、同時に仕事の成果を高めていくかをそれぞれの組織で真剣に考える必要があります。

総務省では、「オフィス改革」の経験も踏まえながら、様々なICTを活用し、働き方改革に向けた解決策について、今後も積極的に情報発信し続けます。

オフィス改革前の行政管理局。自席は紙資料にあふれ、PCもワイヤーで自席に固定。会議室は少なく、かつ会議は紙資料により実施。



オフィス改革後の行政管理局。固定席がなくなり、PCもロッカー（ダイヤルキー付属）に収納で、モビリティが向上。会議室も増え、会議はペーパーレスにより実施。

働く「場」を変える、オフィス改革 ～総務省の挑戦～

働き方改革の新たなアプローチ 「オフィス改革」

このような状況を踏まえ、行政管理局では、働き方改革のために従来の取組とは異なるアプローチが必要と考えました。そこで、同局では職場における日常的な働き方や業務フローについて、どのような「非効率」「手間」が発生しているかを、分析・検討しました。この結果、以下の課題が分かりました。

①日常的に紙文書での打合せを行い、その文書を自席中心に保存・管理。②内線用のPHSが全職員に貸与されているが、固定電話も併用されているため、自席を離れにくい上、若手係員には上司への電話の取次ぎが発生。③自席勤務が前提であり、セキュリティ確保のためPCがワイヤーで自席に固定されており、会議等でPCの活用が困難。④局内・省内の会議スペースが限られており、かつ、紙資料での会議や打合せが前提なので、そもそも会議等を行う場所の確保と、相当量の紙資料の準備が大きな業務負担。

このため、行政管理局では、
以下の改革を実施しました。

①まず、モニターやWeb会議を活用し、会議・打合せのペーパーレス化を進めると同時に、資料の電子管理も進め、働き方とオフィスのペーパーレスを実現。②次に、キャビネット付デスクを刷新し、固定席を流動化するとともに、無線LAN環境を導入し、庁舎内であればPC一台でどこでもシームレスで仕事ができる環境を実現。③さらに、職員用ロッカーのコンパクト化により生み出したスペースに、複数の打合せスペースを確保し、会議室の予約・確保の手間を排除。

この「オフィス改革」により、庁舎内でシームレスで仕事ができるようになったことが、テレワークを行いやすい環境にもつながりました。

働き方改革のための 「オフィス改革」

働き方改革は、ICT技術を活用しながら、仕事のやり方や業務フローを抜本的に見直し、業務効率を上げるとともに、職員・社員一人ひとりが、より付加価値の高い仕事を行うことで、単に残業時間を減らすだけでなく、職員・社員が自らの社会貢献の使命感を全うし、充実感が得られる働き方を実現することでもあります。

このため、総務省の一部部局では、ICTの活用を前提に、従来の仕事のやり方や業務フローを見直すBPR（※）を実施するとともに、その一環として、働き方を変えるための「オフィス改革」を実施しました。これにより、職場における日常的な業務を大幅に効率化し、職員一人ひとりがより付加価値の高い仕事を行う環境を作るとともに、自席に限らず、庁舎内・自宅を通じてシームレスで働くことを可能とする「シームレスワーク」の実現に向けて、取り組んでいます。

※ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：既存の業務を簡便・迅速にするため、各手順を細かく分析し、機械で処理できる手順については最適な機械を導入するなど、業務プロセス全体を再構築する手法

これまでの 総務省の取組

総務省におけるICT技術（ツール）の活用に関しては、これまで、内線用PHS、認証複合機、業務用デバイス（PC）への生体認証、無線LANなど、業務効率化に資する様々なツールが導入されてきました。また、制度面でも、フレックスタイム制の導入やテレワーク実施規程の改正など、柔軟な働き方に向けた改善が進められてきました。しかし、従前の仕事の仕方を変えられなかったり、運用ルールが徹底されなかったりしたため、これらのツールや制度が十分活用されていない面も見受けられました。

また、テレワークの意義や重要性はかねてから指摘されていましたが、ICT技術やセキュリティの問題、勤怠管理の問題に加えて、必要なデータ（資料）が「紙」で職員の固定席を中心に保存されており、テレワークをする場合、データの持ち帰りが必要であった点がネックでした。

平成29年11月9日(木)▶15日(水) 秋季全国火災予防 運動を実施します!



平成28年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、36,831件。
1日当たり約100件の火災が発生していたことになります。
火災を未然に防ぐために、国民一人一人が、防火意識を高めることが大切です。

毎年千人前後の方が住宅火災の犠牲に

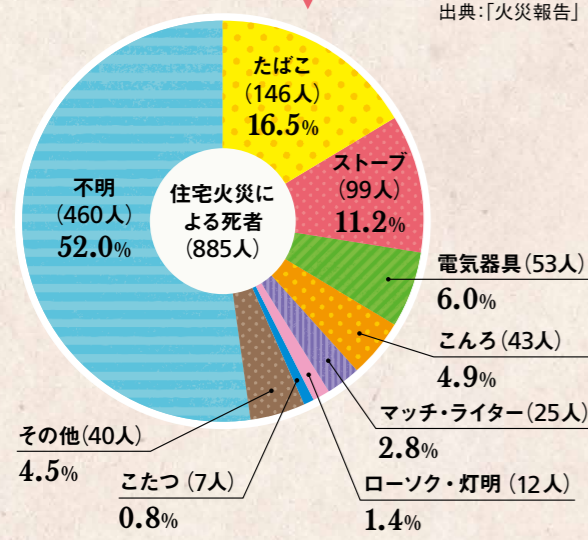
平成28年中の火災による総死者数は、1452人で、このうち、住宅火災による死者数は、987人と半数以上を占めています。近年の住宅火災の死者数は千人前後の高い値を推移しており、多くの尊い生命が失われる状況が続いています。これらの火災による犠牲者を減らすためには、日頃から一人一人が生活の中で防火意識を高めることが大切です。

消防庁では、今年も11月9日(木)から15日(水)までの7日間、「秋季全国火災予防運動」を実施します。今回の火災予防運動では、住宅用火災警報器の設置の徹底、電池切れ、経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進や、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施をはじめとする「住宅防火対策の推進」や「乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」といったことを重点目標として実施要綱に定めています。

なお、気象条件などの関係から一部の道県においては時期をずらして実施していますので、実施時期や内容などの詳細については、お近くの消防本部にお問い合わせください。

秋季全国火災予防運動の期間中には、全国各地で防災訓練や防火講演会といった様々な行事やイベントが開催されますので、防火に対する正しい知識や技能の習得のため、積極的に参加してみてください。

住宅火災の発火源別死者数 (平成28年中、放火自殺者等を除く)



平成29年 春季全国火災予防運動の様子



実施要綱に定める重点目標

住宅防火対策の推進

乾燥時及び強風時
火災発生防止対策の推進

放火火災防止対策の
推進

特定防火対象物等における
防火安全対策の徹底

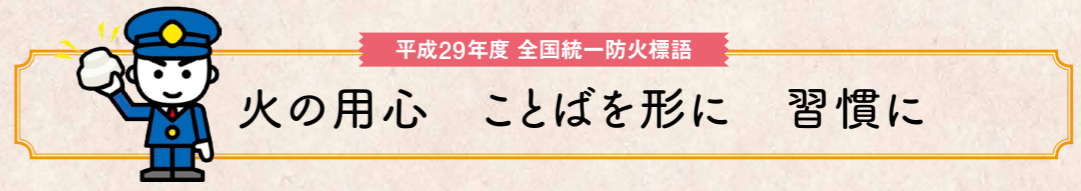
製品火災の発生防止に
向けた取組の推進

多数の者が集合する催しに
対する火災予防指導等の徹底

住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について

- 定期的な作動確認**
点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。
作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器の本体または電池を交換しましょう。
- 古くなったら交換**
火災警報以外の警報が鳴った場合
本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器本体を交換しましょう。

※1 警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
※2 故障が電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。





総務省 こども霞が関見学デーを 開催しました!

「こども霞が関見学デー(※)」を8月2日、3日の2日間開催しました。
総務省では、情報通信、行政相談、統計、消防など幅広い仕事について、子どもにも身近で親しみやすい展示となるように、体験コーナーやゲーム、クイズなどを通して分かりやすく紹介しました。
今年度は、2日間で1,720名(保護者を含めると2,978名)の方にご来場いただきました。
たくさんのご参加、ありがとうございました。

(※)「こども霞が関見学デー」は、文部科学省をはじめとした府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子の触れ合いを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的としたイベントで、例年7月下旬から8月上旬の間の2日間で開催されます。

AIスタンプラリー



スタンプラリーを実施し、脳波レーシングゲームやロボット実演を通じてAI(人工知能)の取組を学習・体験してもらいました。



「磁場」ってなあに?



「磁場」をわかりやすく学んでもらうために、スピーカー工作を行いました。

“星空まげきょう”を作ろう ～抑留者の心の支えとなった星空～



戦後強制抑留についてパネル展示や解説を行い、抑留者の労苦について紹介しました。また、抑留者の心の支えとなったシベリアの星空を万華鏡で再現するワークショップを開催しました。

総務省キャラクター 総選挙



実物仕様の投票用紙や実際に使われている投票記載台・投票箱を使った人気NO.1キャラクターを決める模擬投票を行いました。



プログラミング やってみよう!

プログラミングにポッキーを使用する“GLICODE”や紙とペンを使用する小型ロボット“Ozobot”で、プログラミングの面白さを体験してもらいました。



「なるほど統計学園」に 体験入学しよう!

「統計」を楽しく学んでもらうために、展示パネルから答えのデータを見つける「統計クイズ」やタブレット端末で楽しく統計に親しめるアプリなどを体験してもらいました。



熊本地震の今

熊本地震の当時の状況や復興状況についての資料を展示しました。



©2010 熊本県くまモン
協力: 銀座熊本館

デンパってなあに?

～デンパの大切さを感じてみよう!



電子ブロックの組み立て体験、電波を探してみる体験、おもしろ電波教室などを通じて、電波の大切さを感じてもらいました。

話声ってどの くらいの音かな?



騒音測定の体験を通じて、騒音について説明しました。 ※写真は昨年のもです。

消防士の仕事を 体験してみよう!



地震動シミュレーターによる地震体験、ホースと筒先を使用した放水体験、応急手当体験、煙ハウスでの煙体験を通して消防の仕事を紹介しました。



ミニ消防服を着て
記念撮影!

こまりとたすけ隊 ～行政評価局のおしごと～



行政評価局の仕事を楽しく学んでもらうため、改善された事例のパネル展やブリクラ風シールの撮影、行政相談・評価監視に関するクイズなどを行いました。

裁定

公害等調整委員会

裁定とは、公害紛争の解決に向け一定の法律判断を行う手続であり、公害等調整委員会のみが行います。裁定には次の2種類があります。

原因裁定…加害行為と被害発生との因果関係の存否について法律判断を行う手続
責任裁定…損害賠償責任の有無および賠償額についての法律判断を行う手続

裁定の申請

当事者からの申請により手続が始まります（責任裁定の申請は被害者からのみ）。



審問期日(公開)

当事者からの意見陳述や証拠調べなど、双方の主張を確認します。必要に応じ調査も行います。



裁定

証拠や調査結果などに基づき、双方の主張について法律判断を行います。



公害等調整委員会が扱った身近な公害紛争事件例には例えば下記のようなものがあります。

①大気汚染

●工場からの排出物質によるサッシなどの腐食被害



②水質汚濁

●残土搬入による水質汚濁のおそれ被害



⑤振動

●建物の解体工事からの振動被害
●工場からの振動被害



③土壌汚染

●油の漏えいによる土壌の汚染被害

④騒音

●業務用室外機からの騒音被害
●工場からの騒音被害



※「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この①から⑦までの7種類は、「典型7公害」と呼ばれています。

⑥地盤沈下

●建物の建設工事による地盤沈下被害

⑦悪臭

●食料品作業場からの悪臭被害



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00

(祝日および12月29日～1月3日は除く)

F A X 03-3581-9488

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

U R L http://www.soumu.go.jp/kouchoi/

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会 検索



政府広報テレビ番組「霞が関からお知らせします 2017」

「騒音や悪臭などで困ったときは…公害紛争処理制度」

<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20170325.html>

(ストリーミングで視聴できます)



公害紛争処理制度

騒音や悪臭などで困ったときは…

公害苦情相談

都道府県・市区町村

●公害問題で困ったら、まずは都道府県や市区町村に設けられている「公害苦情相談窓口」にご相談ください。

苦情相談



市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の相談員などにご相談ください。

現地調査



相談員などが、相談を受けたことについて被害の実情などを調べます。

改善指導



被害の原因や実態がはっきりすると、相談員などが関係者に対し改善のための指導や助言を行います。

解決!



以上のようにして公害苦情の解決に努めています。

公害紛争処理

都道府県・国

●都道府県および国が行っている公害紛争処理を利用することができます。この制度は、民事訴訟に比べ、手続が柔軟で費用が少なくすむなど、様々な特徴があります。
●公害紛争を処理する機関としては、各都道府県に公害審査会等が、国には公害等調整委員会が置かれています。法律の専門家をはじめ各分野の有識者が中立公正な立場から、調停、裁定などを行い、紛争の解決に努めます。

公害紛争処理には、「調停」、「裁定」などの手続があります

調停

都道府県公害審査会等
公害等調整委員会

調停とは、公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

調停は原則として各都道府県の公害審査会等で扱い、広域事件などは公害等調整委員会が扱うこととなっています。

調停の申請

当事者（被害者・加害者）からの申請により手続が始まります。



調停期日(非公開)

当事者からの話を聞き、双方が歩み寄りできる合意点を探ります。必要に応じ調査も行います。



合意の成立

当事者双方の互譲による合意で、解決を図ります。



「地域の元気創造」全国市町村長サミット
2017 in 熊本を開催します

日時 平成29年11月21日(火)・22日(水)

会場 熊本ホテルキャッスル (〒860-8565 熊本県熊本市中央区城東町4-2)

開催概要



全国市町村長サミット の開催

毎年、地域活性化に積極的に取り組む全国の市町村長の皆さまが一堂に会して議論、交流を行う、「全国市町村長サミット」を開催しています。

11/21(火) 13:00~19:15

全体会(60分) ●主催者挨拶 ●基調講演 村木美貴 千葉大学大学院教授

分科会(100分) ●第1分科会 「災害時における地域コミュニティの役割」

コーディネーター: 室崎益輝 兵庫県立大学大学院・減災復興政策研究科研究科長・教授

●第2分科会 「住民の力による、地域の課題解決と資源活用」(地域運営組織)

コーディネーター: 作野広和 島根大学教育学部教授

●第3分科会 「地域に根ざした暮らしと働き」(移住(交流))

コーディネーター: 藤山浩 一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所 所長

総務省政策説明(20分)

全体会総括 パネルディスカッション(60分)

各分科会での議論を踏まえて、総括コーディネーター、分科会コーディネーターおよび基調講演者にて議論・検討を行います。

総括
コーディネーター

いさがいよしのり
飯盛義徳
慶應義塾大学総合政策学部
教授、博士(経営学)



パネリスト

むろさきよしてる
室崎益輝
兵庫県立大学大学院・減災復興
政策研究科研究科長・教授



さくのひろかず
作野広和
島根大学
教育学部教授



ふじやま こう
藤山浩
一般社団法人持続可能な
地域社会総合研究所 所長



むらきみき
村木美貴
千葉大学
大学院教授



市町村長交流会(90分) 市町村長などによる意見交換、情報交換の場として交流会を実施します。(会費制)

11/22(水) 8:30~

現地視察 熊本城や阿蘇神社をはじめとする熊本地震の被災地を訪問し、創造的復興に向けた取組や現在の状況を視察していただきます。

●半日コース ~ 13:00 ●1日コース ~ 18:00 【視察予定地】 熊本城、益城町、阿蘇大橋、阿蘇神社 など

主催 総務省・熊本県

問い合わせ先 総務省 地域力創造グループ 地域振興室
〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
TEL: 03-5253-5533 FAX: 03-5253-5537

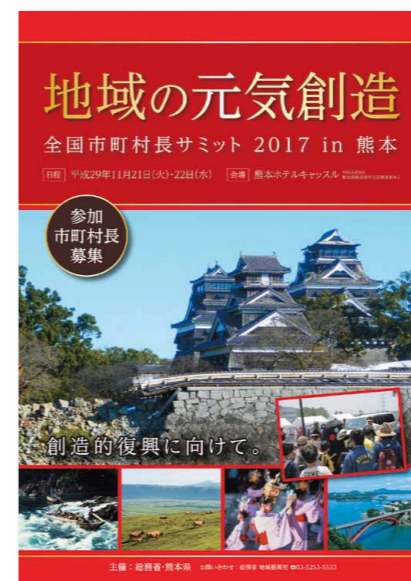


平成28年度全体会の様子。

現在、地域においては、人口減少、地域間格差の拡大やコミュニティの脆弱化などの課題を解決し、地域の活性化を図っていくことが求められています。このため総務省では、全国の市町村長などが一堂に会して議論・交流を行うことを通じて、地域活性化の一層の進展・普及を図ることを目的に、「全国市町村長サミット」を開催しています。

平成20年度に鹿児島県において開催して以来、全国各地で毎年開催しており、これまで、移住・交流、地域おこし協力隊、都市と農村との交流など、地域活性化に関するテーマについて議論され、様々な取組に生かされてきました。

第10回となる今年度は、平成29年11月21日、22日に、総務省



と熊本県との共催により「全国市町村長サミット2017 in 熊本」を開催します。

前半で有識者による基調講演、テーマ別分科会での市町村長による事例発表や討論を行い、後半には、基調講演者、総括コーディネーターおよび分科会コーディネーターによるパネルディスカッションを行います。また、サミットの締めくくりとして、市町村長および行政関係者、地域の魅力を引き出すための活動を行っている方など、多くの方々と交えて、地域活性化に関する情報交換を行う交流会を開きます。今回も「地域の元気創造」に向けた活発な議論が行われるよう、皆さまのご参加をお待ちしています。

地方の
かがやき

【島根県】

飯南町

いいなんちょう

飯南町 DATA

人口：5,031人
(2017年10月1日現在)
面積：242.88km²
町の木：ブナ
町の花：ばたん
役場所在地：島根県飯石郡
飯南町下赤名880番地



神話が伝わる

中国地方の山を望む

縁結びの町

飯南町の
大しめ縄

出雲大社の神楽殿に懸かる日本最大級のしめ縄の制作は飯南町の人々が担っている。



タコブナ
大万木山に広がるブナの林でもひととき印象的な大木は地元の人から「タコブナ」と呼ばれる。



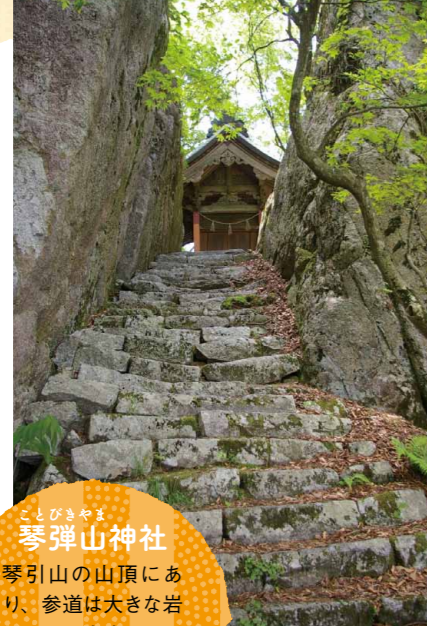
頼原ラムネ銀泉
大量の炭酸ガスを含む炭酸泉の入浴施設。入浴することで血流量が増え、体がぼかぼかに。



赤来高原観光りんご園
9月から11月初旬にりんご狩りができる。完熟りんごで作るジュースやジャムも人気。



琴引フォレストパークスキー場
県内有数の豪雪地帯にあるが人工降雪機を備える。家族連れから上級者まで楽しめる。



琴弾山神社
琴引山の山頂にあり、参道は大きな岩の間に。安産や子どもの健康に霊験あらたかとされる。

湿地の花々、雪、祭り。
季節ごとの
色彩にあふれる高原



東三瓶フラワーバレー
志津見ダムに広がる10ヘクタールの花畑。6月はポピー祭、10月はコスモス祭が開催される。



赤穴八幡宮の例祭
「はやしこ」たちが花笠をかぶり笛や太鼓を鳴らしながら練り歩く華やかな秋祭り。



奥出雲そば
穀ごとひいた奥出雲そばに、これぞ町名物のまいたけの天ぷらを添えた「奥出雲そば」を云々「奥出雲そば」。

かんどがわ 神戸川を下り、日本海に出て、稲佐浜から出雲大社に向かうとされ、秋には山頂を清める神迎祭が行われます。

出雲大社と飯南町の縁は深く、神楽殿に懸かる長さ13.5メートル、重さ4.5トンの巨大なしめ縄が編まれるのもこの町です。

歴史のロマンが感じられる町には縁結びにご利益のあるという赤穴八幡宮や珍しい泉質のラムネ銀泉、森林セラピーの基地など見どころがたくさん。これらを巡ってもらうと町ではロードバイクの貸し出しなどを行っています。

山を背にした水田が織り成す田園風景、しめ縄、りんご、雪景色など「日本」を感じられる町の名物は、国内外の多くの旅人を魅了しています。

「神在月」に神々が降り立つとされる山のみもと

中国山地にある飯南町は周りに標高1000メートル級の山々が連なり、平地でも標高が500メートル近くある高原の町です。

古くから日本海側の出雲国、石見国と瀬戸内海側の備後国を結ぶ交通の要所であり、現在の住民の話し言葉にも、町の北側は出雲地方、南側は広島地方の響きがあります。

旧暦10月を「神無月」といいますが、これは毎年この時期に全国の神々が出雲に集まって来年の縁結びについて話し合うとされるため。神々が集うとされる出雲（島根県）では、逆に「神在月」といいます。

特に飯南町では、神々は町の真ん中にある琴引山に降りてから



「中野あおぞら農園」の農園主となった中野さん。来年ハウスを増棟する予定だ。



月に20日程度行われる農林業定住研修で栽培技術や農業機械の操作、農業経営に関する知識を修得する。

飯南町の取組2

新たに農業を始めようとする人たちを 研修制度やハウスの貸し出しでサポート

〈農林業定住研修制度・園芸リースハウス制度〉

良質な米や野菜、きのこ類などが生産される飯南町では、基幹産業の農業の担い手を育成するため、2年間、町内の農家や農業法人の下で農業を学んでもらい、この間、月15万円を支給する「農林業定住研修制度」を実施しています。

また移住者が農地や住まいを確保できるよう、役場の各部署や県、JAの担当者などがチームを組んで支援しています。

さらに平成27年度からは町でビニールハウスを設置して貸し出す「園芸リースハウス制度」をスタートしました。

これらの制度を活用して就農を実現したのが平成24年に神戸市から移住してきた中野良介さんです。「移住先を決めよう」と情報を集めていたとき、支援制度が充実していることを知り、実際に足を運んでみて環境が気に入って決めました。

中野さんにとって研修期間は



園芸リースハウス制度用の「下赤名リースハウス団地」。ミニトマトなどを生産している。

農業を学ぶだけでなく、地域になじむ期間でもあったそうです。「受け入れ先の生産者の方には、農業だけでなく、消防団に入り、秋祭りには必ず参加しなさい」と町での暮らしについても教えていただきました。おかげで、すぐに地域に溶け込めました。

主力の作物はパプリカです。「増産するだけでなく、スープなどのオリジナル商品の開発にも挑戦したいですね」と中野さんは抱負を語ります。

飯南町の取組1

結婚を希望する男女の縁結びを 仲人活動や婚活イベントでお手伝い

〈縁結び支援センター・ご縁の会〉



婚活イベントではパーティ形式の食事の後、席替えしながら会話が弾む。

婚希望者の相談を受けたり、相手を紹介したりする活動を行っています。現在登録している仲人さんは9名で、毎月定例会を開いて情報交換をしています。

このほか、出会いの機会も用意しています。町内5か所の公民館の主催によりグループで「パーベキュー」を楽しむ「オトナのAUTUMN CAMP! 森コン」や、民間事業者と協力して貸切バスで町内各所の名所を巡る「真つ赤名林檎de縁結び」といったイベントです。

「森コン」への参加をきっかけに

交際が始まり、めでたくゴールインした加藤郁海さんと綾子さんは、ともに飯南町の出身ですが、それまでは会話をしたこともなかったとか。

「イベントをきっかけとして、お互いスポーツが趣味であることが分かり、朝一緒に走るようになって距離が縮まりました」と綾子さんは微笑みます。



出会いのイベントを縁に結ばれた加藤郁海さんと綾子さん。



手作業で編みこまれた「ご縁結び（輪じめ飾り）」は「飯南町大しめなわ創作館」の人気アイテム。



飯南町注連縄企業組合のみなさん(上)と拠点の「飯南町大しめなわ創作館」(下)。

Column 出雲大社のしめ縄づくり

地域の伝統を受け継ぎ 技術を生かすための拠点

雪深い冬、人々がわら細工でミノやワラジを作ってきた飯南町では、この伝統を生かし、しめ縄づくりの事業化に取り組んでいます。作業の拠点となるのが平成26年9月に開館した町立施設の「飯南町大しめなわ創作館」です。来館者は製作の様子を見学でき、また写真パネルや関連資料が置かれた展示スペース、しめ縄づくりを体験できるコーナーも設けられています。施設の工房で制作に当たる飯南町注連縄企業組合には、県内外の神社から注文が相次いでおり、中にはサウジアラビアの富豪からの「ドバイの別荘に飾りたい」という注文も。平成30年には、6年ぶりとなる出雲大社神楽殿の大しめ縄の懸け替えが控えています。

材料は町にある専用の田んぼで育てる「赤穂もち」という丈の長い品種の稲のわら。

Column タイに進出する日本酒の蔵元

清らかな水と良質な米から 造られた酒は海外でも人気

リターンして地域おこし協力隊員として活動していた三島崇暁さんが赤名酒造の蔵元に就任したのは平成26年でした。商社に勤務していた三島さんが経験を生かし、飯南町産米で造った主力商品「純米酒 絹乃峰」のタイへの輸出を始めたところ、「味の濃いタイ料理に合う」と好評をもって受け入れられました。

地域の酒造りを守るため、蔵元になった三島さんは東京農業大学醸造科学科出身。



い〜にゃん、 アメリカに出張

サンフランシスコで町の観光をアピール



「J-POP サミット・フェスティバル」で飯南町は観光ブースを出した。しめ縄という古来の文化は関心的に。

飯南町の森に住むという町の公式マスコットキャラクター「い〜にゃん」は9月初旬に渡米し、サンフランシスコで開催された「J-POP サミット・フェスティバル 2017」に参加しました。日本国総領事館が開催するファッションや音楽、デザイン、アニメなどの日本のポップカルチャーや食文化を紹介するイベントです。今年で9回目となるこのアメリカにおける最大級の日本文化の祭典で、飯南町の観光をしっかりとPRしました。

ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

11月はテレワーク月間 働く、が変わる



テレワークで実現する働き方改革



テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、産業界、学識者で構成）では、2015年より11月を「テレワーク月間」と定め、テレワークの認知向上を図るとともに、テレワークの活用を推奨し、働き方の多様性を広げる運動を推進しています。

テレワーク月間 検索

<http://teleworkgekkan.org/>

